



令和7年1月27日
海上保安庁

大型ドローンによる第二回実証を行います ～変色水、火山灰・火山礫のサンプル採取に向けて～

海上保安庁では、大型ドローンを海上保安業務（海域火山調査）に導入できるかを検証するため、2月4日（火）、静岡県浜北滑空場にて、今回開発を行った変色水の採水装置及び火山灰等の採取装置の実証を実施します。

海上保安庁では、南方諸島や南西諸島の火山島や海底火山を対象として、定期的に航空機による監視・測量船による海底地形の調査等を行っています。

本事業は当該業務を安全かつ効率的に行うため、変色水の採水及び火山灰等の採取について、大型ドローンで実施可能かを検証するものです。

1. 日付

令和7年2月4日（火）（予備日：2月3日（月））

2. 場所

浜北滑空場（静岡県浜松市浜名区上島中瀬 天竜川西側）

3. 実施社および使用機体

実施社：ヤマハ発動機株式会社

使用機体：FAZER R G2

全長 2.7m、幅 0.7m、ローター径 3.1m

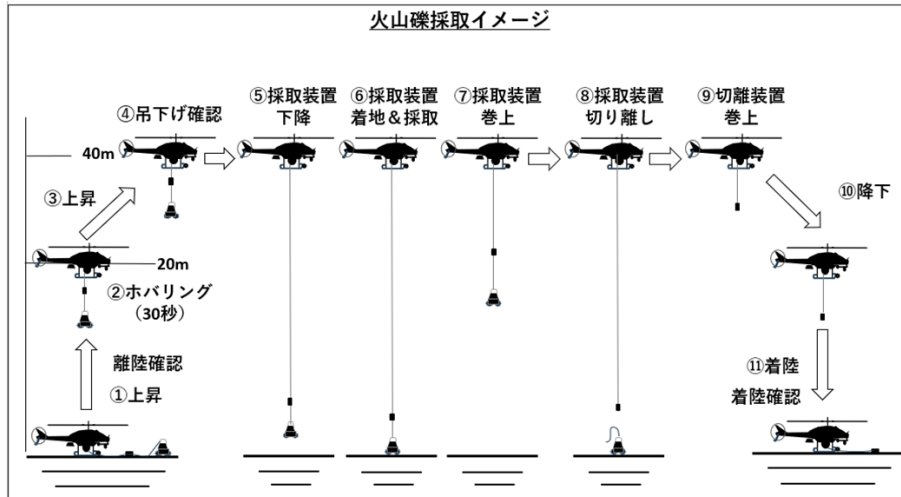


4. 実証の内容

- ・ 機器装着後、離着陸、上昇、降下、旋回等機体の基本性能確認
- ・ 採水装置及び火山灰等採取装置の作動、機能確認

※参考

今回の実証においては、下記のような実証を行う予定です。



導入後は南方諸島や南西諸島の火山島や海底火山等での使用を検討しています。



西之島の噴火
(2020年6月)



西之島周辺海域に湧出する変色水
(2024年7月)